

ブロッキングに関する 国民理解の醸成

2011年11月17日

安心ネットづくり促進協議会

調査企画委員会 児童ポルノ対策作業部会

連絡先E-mail : blocking@fmmc.or.jp

◆ 児童ポルノブロッキングの 法律上及び技術上の限界と課題 ◆

- 通信の秘密の侵害
 - ⇒ 違法性を阻却する手段・運用
- 表現の自由の侵害
 - ⇒ 児童ポルノ以外の情報の遮断(=オーバーブロッキング)
リスクの低減
- 画像の物理的な排除では無い
 - ⇒ 画像自体は存在し続けるため迂回措置が可能
 - ex) ブロッキング不参加事業者経由のアクセス
 - ウェブ以外の流通手段への移行
 - ex) P2P等

⇒ 児童ポルノブロッキングは開始されたものの、
国民から十分な理解を得られていないのではないか。

⇒ 国民理解の醸成プロジェクトの実施

◆ブロッキングについての訴求ポイント◆

1. ブロッキングの仕組み・技術的特徴自体

- 全てのユーザーの閲覧先を監視

2. ブロッキングによる国民の権利の制約

- 通信の秘密の侵害

※「通信の秘密」自体になじみがない。

報道でもあまり取り上げられない

- 表現の自由の制約

※オーバーブロッキングのリスク

3. 児童虐待という著しい被害の拡大防止のために 止むを得ず実施していること

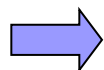
- 他の違法コンテンツでは実施不可

◆訴求内容と対象者の多様性◆

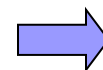
- ・安心ネットづくり促進協議会の取り組みやブロッキングについて、一般にはほとんど知られていない。
⇒ユーザ全体の関心度合いの底上げ
- ・ICT業界関係者以外に複雑なブロッキングのプロセス全てを理解させることは困難
⇒基本的な技術的側面と法的側面を簡略化して説明
- ・ただし、「通信の秘密」「表現の自由」といった抽象的な言葉だけでは伝わらない。
ex)「自分の通信の秘密を守ってもらわなくても一向に構わない」との極端な見解も。。
⇒様々な当事者のリテラシや関心度合いに応じた、
多様な訴求手段を検討

◆ブロッキングの基本的要素◆

①通信の秘密は
国民の権利



②原則、ブロッキング(通信
監視と阻止)は通信の秘
密の侵害行為



③児童ポルノに限って、
削除されない画像を
ブロッキング

②児童ポルノの流通は被
写体の被害を拡大する。



◆緩やかなメディア展開◆

簡易な情報での
誘引



重要ポイントの
訴求



情報ツールの
利活用

映像、簡易パンフなど

※これまでの説明会等で「通信の秘密」「表現の自由」といった抽象的な言葉では届かないことを経験
⇒まずは興味や関心を向けさせることを目的として、映像や漫画で説明。

安心協HPコンテンツ、消費者団体・自治体への説明など
※興味や関心を持った人向けに、難解な最終報告書の重要ポイントから、基本的要素に関する記載を抽出し、それをさらにイラストで説明したコンテンツを作製。

メディア利用、ISP等によるユーザー訴求

※Youtubeでの映像公開、会員主催のイベントでの取組み説明、漫画を利用した法的問題の解説などを検討中。

